

別表1（第4条関係）

経費区分	備考
報償費	団体構成員以外の出演者等に対する謝礼で、事業規模等に応じ、適正かつ妥当な額とする。
賃金	特定の技量を要する行為又は特別に役務の提供が必要と認められる場合に、事業規模等に応じ、適正かつ妥当な人数・時間の範囲内で実施する経費を対象とする。 団体構成員及びアルバイトは、申請時点での静岡県最低賃金を原則とし、団体構成員以外の実施するその他の資格及び特殊技能を要する業務は、専門性に適した金額とする。
旅費	宿泊費については、1名1泊10,200円を上限とする。（食事代は対象外） ※ 宿泊しなければ事業の実施が困難であると認められる場合に限る。 交通費については、出演者等との連絡調整、出演者等の旅費に係る経費の実費負担分を補助対象とする。 事業実施のための視察旅費は補助対象外とする。
需用費	消耗品は単価2万円（税込）未満のものを対象とする。 食糧費は事業実施に必要と認められるものを対象とする。ただし、事業主催者側（ボランティア含む）の飲食物は補助対象外とする。
役務費	
委託料	事業全てを委託する場合は補助対象外とする。 見積は原則3者以上から徴収するものとする。
使用料及び賃借料	
原材料費	特定の個人・団体のみが利益を受ける資産形成につながるものを除く。
<p>※すべて事業実施に直接係る経費とする。</p> <p>※領収書を徴することができないものは補助対象外とする。</p> <p>※報償費及び賃金については、補助対象経費の総額の50%を超えないものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。</p>	

別表2（第5条関係）

採択回数	補助率
再度	40%以内
再々度	25%以内